破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６７３号
東京都八王子市台町３丁目21番１―104号
債務者　高橋　宏文
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７４号
東京都八王子市台町３丁目21番１―104号
債務者　高橋あつ子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６２号
静岡県焼津市吉永190番地の３
債務者　青島　和美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６９８号
東京都あきる野市入野100―２
債務者　徳山　哲司
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６９９号
東京都あきる野市入野100―２、住民票上の住所東京都あきる野市養沢1011　木住野方
債務者　徳山　　薫
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７１０号
東京都江戸川区瑞江１丁目27―15　メゾン西端江Ｂ―102
債務者　猶嵜　美加
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７１１号
東京都荒川区東日暮里１丁目16―４―402
債務者　杉原　朱美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７１９号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目１―33―506
債務者　松永紀代子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７２５号
東京都江戸川区中央２丁目10―11―205
債務者　田高沙耶佳
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６６号
東京都中野区鷺宮３丁目40―４―201
債務者　久保田真木
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７７０号
東京都板橋区中台１丁目８―７　みどり荘２階10号
債務者　石山　俊雄
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７７２号
東京都豊島区南長崎２丁目16―10―411
債務者　荒木　祐子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７７４号
東京都八王子市長房町325―108
債務者　木場田　実
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７７５号
神奈川県相模原市中央区上溝５丁目１―24―202
債務者　清水上真也
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７７９号
東京都足立区花畑８丁目５―18―105
債務者　中村ハル子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７８０号
東京都足立区花畑８丁目５―18―105
債務者　中村　宏志
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部